

榛東村手話言語条例

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるという認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、手話への理解を促進し、手話を使用しやすい環境を構築することにより、全ての村民が共に生きる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「ろう者」とは、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。

(基本理念)

第3条 ろう者及びろう者以外の者が、相互に人格及び個性を尊重し合いながら共生することを基本として、ろう者の意思疎通を行う権利を尊重し、手話の普及を図るものとする。

(村の責務)

第4条 村は、この条例の目的及び基本理念にのっとり、手話に対する理解及び手話の普及を図り、ろう者が手話による意思疎通がしやすい環境の整備に努めるものとする。

(村民の役割)

第5条 村民は、手話への理解を深め、村が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、この条例の目的及び基本理念を理解し、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(施策の策定)

第7条 村は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定により策定する榛東村障害者計画において、次の各号に掲げる事項を総合的かつ計画的に推進するための施策を定めるものとする。

- (1) 手話への理解及び手話の普及に関する事項
- (2) 手話による意思疎通の支援に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、村長が必要と認める事項

(手話を学ぶ機会の確保)

第8条 村は、県その他関係機関、ろう者及び手話に関わる者と協力して、村民が手話を学ぶ機会の確保を図るものとする。

(学校における手話の普及)

第9条 村は、学校教育における手話及びろう者に対する理解の促進並びに手

話の普及を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。